

平成二十九年静岡県議会九月定例会一般質問

自民改革会議 東堂 陽一

私は自民改革会議の所属議員として、通告に従い、一括質問方式で、知事及び関係部長に、当面する県政の諸課題についてお伺いをいたします。

はじめに、地震防災センターのリニューアル

ルについて伺います。

静岡県地震防災センターは、平成元年に開館し、以降、地震防災に関する知識や対策に関する県民への啓発や、自主防災活動の活性化の支援などの拠点として、延べ125万人の皆様に利用されています。

これまでも、来館する多くの方々に、より効果的な啓発ができるよう、その当時に発生した災害などを踏まえ、展示の改修等を行っています。近年では、平成23年度に230インチの大画面で、津波の実態を実感しながら

ら学習する「TSUNAMIシアター」を、平成26年には、津波や地震の揺れのメカニズムなどを、見て、動かし理解する実験装置を整備しました。

このように、地震防災センターでは、展示内容の改修を行いながら、県民に対する啓発活動等を継続してきました。

しかし、オープンから28年余りが経過し、電気・空調設備などが老朽化し、このままでは施設の維持が困難となる恐れが出てきました

た。加えて、昨年度には、主要な展示設備で
ある起震装置が故障し、交換部品がなく、修
理不能となるとともに、他の展示設備も故障
が頻繁に発生するなど、施設の運用に影響が
生じるようになっていきます。

このため、県では、昨年度から有識者を交
えた検討会を開催し、全面的なリニューアル
に向けた準備を進めてきたと伺っています。

地震や津波をはじめとする自然災害につい
ては、事前に適切に備えることで、被害を減

らすことが期待できます。このためには、県民一人ひとりが、自分の命は自分で守ることを自覚し、必要な対策を自ら実施してもらえよう、防災の普及・啓発を実施していく必要があります。

このような点からも、展示や体験を通じ、災害の知識や対策を学ぶことができる地震防災センターのような施設の果たす役割は、今後ますます高まっていくものと考えます。

そこで、地震防災センターのリニューアル

に当たっての基本的な考え方について伺います。

また、リニューアルの詳細は、今後、詰めていくことと思いますが、現在、想定しているリニューアルの事業費の規模と、リニューアルオープンについて、併せて伺います。

次に弾道ミサイルへの対応について伺いま

す。

北朝鮮は、弾道ミサイル開発のため発射実験を繰り返し実施しており、8月29日には、北海道上空を通過する中距離弾道ミサイルの発射実験を行うとともに、9月3日には、6回目となる核実験を強行しました。更には9月15日には、再び北海道上空を通過し、飛行距離3700 kmに達する中距離弾道ミサイルを発射しています。

このような行為は、我が国や周辺地域の平和と安全に対する重大な脅威を与えるもので

あり、断じて容認できるものではありません。
しかし、北朝鮮の弾道ミサイルの開発や発射
を阻止するのは、国の外交に期待するしか
なく、万が一の我が国へのミサイルの飛来に
対しては、国の防衛力に期待をするしかあり
ません。今、私たちに出来ることは、万が一
ミサイルが飛んできたときに備えて、何をす
べきか検証をして、それを実行することです。

そのような中、本年3月以降、全国各地で
弾道ミサイルを想定した訓練が実施されてお

り、本県では、6月23日に下田市須崎漁港
周辺において、住民避難訓練を実施したところ
であります。

また、8月29日や9月15日の中距離弾
道ミサイルの発射実験の際には、北海道から
長野県に至る十二道県に、全国瞬時警報シス
テム（Jアラート）による情報伝達を実施さ
れました。ただ、このJアラートの着信範囲
は余りにも広すぎると感じています。

本県では、6月に実施した住民避難訓練で、

Jアラートによって伝達されるサイレン音や音声を実際に流し、身近にある頑丈な建物に逃げ込み、窓から離れた場所で着弾に備える、適当な建物がない場所では、物陰で身を低くし爆風等に備えるという、基本的な住民の避難行動を確認することを主眼に行ったところとありますが、その一方で、まだまだ課題があるとも伺っています。

具体的には、Jアラートによるサイレン音が周知されていないことや、避難の指示が発

せられた際、ミサイル飛来までの時間的余裕がないため、住民個人での判断が困難である、などの課題が挙げられています。

弾道ミサイルが日本に発射されることのないよう、先ほど述べましたように、国を挙げて外交上の対応に努めていくべきであることは申し上げるまでもありませんが、日本に向けて弾道ミサイルが発射された場合に備えて、県としても、住民等の避難が的確に行われるよう、具体的な対策を講じていく必要がある

のではないかと考えます。

そこで、住民避難訓練の課題などを解消するため、今後、どのような対応を検討しているのか、所見を伺います。

次に、静岡茶の販売拡大について伺います。

戦後から高度成長期にかけて、大家族が食卓を囲んでお茶を飲みながら一家団欒の時間を過ごしていた頃は、お茶の消費が年々増え静岡茶の生産量も右肩上がりでした。

しかし、近年、一人暮らしや共働き家庭の増加等により食の簡便化や洋食化が進み、日本人のライフスタイルが変化し、急須が無い家庭が増えていると言います。

総務省の家計調査結果では、世帯主が六十代の家庭でもリーフ茶とペットボトル茶の支出金額は半々という状況です。

また、お歳暮やお中元などの贈答品を贈る文化も薄れ、葬儀の簡素化により香典返しとして利用されるお茶も少なくなるなど、リー

フ茶の需要が減少し、煎茶生産が多い静岡茶の価格は年々下落傾向にあります。

一方、お茶はノンカロリーの上、抗酸化作用、抗がん作用、血圧低下、更には認知症にも効果があることが報告されるなど、優れた健康飲料として、しばしばテレビや雑誌等でも取り上げられていますし、お茶を好きという方は多いと聞きます。

今、日本人は健康に対して大きな関心を持っていると思います。例えば、テレビでは通

販番組が数多く放送されていますが、そこでは健康食品は主役の一つです。また新しいサプリメントが次から次へと発売されて、順調な売り上げを記録しています。これは消費行動から見る日本人の健康志向の一端です。

話は少し変わりますが、北海道ではかつて、北海道産のお米があまり食べられていない時代がありました。その後品種改良により、北海道産のお米がおいしくなったこともありましたが、テレビコマーシャルなどで消費者への

PRを行ったことと相まって、現在では9割近くの道民が北海道産のお米を食べるようになったそうです。

回りくどくなりましたが、私が申し上げたことは、お茶の健康機能性を前面に押し出し、また、テレビやネットやその他のマスメディアを使って、お茶の消費をPRすべきだと考えているということです。お金がかかることでもあります。民間の力を利用して、県が施策を主導して実行することも一つの方法

であると考えます。

更に、静岡茶の消費拡大を補強するためには、お茶の持つ機能性を更に高めた商品や、若い女性に人気がある香りに特徴があるお茶、急須で淹れたお茶と同じ位おいしいティーバック茶など、これまでのリーフ茶に加えて、消費者ニーズに合った多様なお茶の販売を拡大していく必要があると思われます。

一方、海外においては、和食の広がりや健康志向の高まりから、緑茶の需要が増えてお

り、日本からの緑茶輸出額も平成27年には100億円を超え、アメリカ、EU、アジアの各地区とも緑茶の輸出が伸びています。アメリカでは、高齢者はコーヒーの消費が多いようですが、若者には「緑茶は健康的で格好良い飲み物」として認識され、若い世代ほどお茶を飲んでいると言います。こうしたことから、海外では、今後、更に緑茶需要が拡大すると思われます。

国内外のこうした需要動向を踏まえて、静

岡茶の販売拡大をどの様に進めていくのか、
県の考えを伺います。

次に、イノシシによる農林業被害対策につ

いて伺います。

農山村地域においては、野生鳥獣による農
林業被害は依然として深刻な状況です。県の
報告によりますと、平成28年度の野生鳥獣
による県全体の被害額は、約4億2000万
円にのぼっております。ピークであった平成

21年度の約7億円と比べれば、約4割少なくなっています。

その中で、イノシシによる被害額も減少しているとの報告がありますが、これは実際の被害実感とは異なっていると感じています、被害は決して減少していない、農業者の皆様からはむしろ増加しているとの声を聞いています。イノシシの個体数も減少はしていません。生息域は、かつての山間部から徐々に南下し、海岸部にまで進出をしています。また、

200 kgを越す個体もしばしば捕獲されるようになっており、イノシシの脅威は依然として解決をされていません。

私の地元である掛川市においても、イノシシによる被害が最も多く、地域単位での侵入防止柵の設置や捕獲に取り組んでいるところではありますが、その効果は限定的です。

従来からの農業者や狩猟者に頼った柵の設置や捕獲といった方法では限界があると感じており、新たな被害対策がないか伺います。

また、被害対策の一つとして、捕獲・利活用に取り組んでおりますが、食肉処理施設で獣肉として処理されているのは、国の調査によると全体の10パーセントにも満たない状況でしかありません。捕獲者の皆さんは、その捕獲個体の処理に苦勞しているところです。例えば、耕作していない田んぼや山に捕獲個体を埋めて処理をしていますが、埋めるところがなくなってきたのが現状です。このような現実が、個体の捕獲意欲の減退につながる

がるのではないかと危惧をしています。このため、捕獲個体を効率的に処理する方法について検討する必要があると考えますが、県の所見を伺います。

次に、避難経路となる主要な道路の整備に

ついて伺います。

県は、浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、原子力災害対策重点区域に係る市の町の住民等の安全で迅速な避難のため、平成

28年に「浜岡地域原子力災害広域避難計画」を策定しました。また、関係する市町も各々広域避難計画を策定することとなっており、浜岡原発のある御前崎市では本年3月に計画を策定しています。

また、本年2月に、御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市で構成する「浜岡原子力発電所安全等対策協議会」が、広域避難に必要な県管理の道路の整備について川勝知事へ要望したところであります。この要望書には大変

多くの道路整備要望が載せられてはいますが、この要望に対する県当局の速やかな整備を期待するものです。ここでは、その中で特に県の広域避難計画に記載されている幹線道路の整備について伺います。

県の広域避難計画では、原子力災害が発生した際に各市町から避難先への主な避難経路として、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号、国道150号、国道473号等が想定されています。

そのうち、県が管理する国道150号および国道473号は、各市町と東西方向の高規格幹線道路等を連絡する本地域の重要な道路ネットワークであり、原子力災害等が発生した際には、浜岡原子力発電所がある御前崎市から避難先へ向かうための欠くことのできない極めて重要な道路であると考えます。

これら2路線の国道に対する道路整備は、先ほど述べた4市安全対策協議会が知事に宛てた要望事項にもなっています。このうち、

国道150号の13.4キロメートルの4車線化につきましては、既に一部区間が完成し、現在、残る区間のうち、御前崎市池新田から掛川市千浜地内までの間を国道150号御前崎拡幅として、また、国道473号につきましては、倉沢インターチェンジから国道1号までの間を国道473号金谷相良道路^二として、それぞれ事業が行われており、両事業の推進を期待しているところであります。

そこで、国道150号御前崎拡幅および国

道473号金谷相良道路^二について、現在の整備状況と今後の見通しをお伺いいたします。

最後に、農業用ため池の防災・減災対策に

ついて伺います。

東日本大震災から今年で6年が経ちました。

この震災では、大津波による沿岸部の膨大な被害と、世界を震撼させた福島原発事故が大きく取り上げられますが、その陰に隠れて、「内陸津波」とも呼ばれるため池の決壊によ

る大きな災害があり、福島県須賀川市では、藤沼湖という農業用ため池が決壊して土石流を発生させ、下流で死者・不明者を出しました。

また、本年7月の九州北部豪雨では、福岡県朝倉市の複数のため池が、上流からの多量の土砂や流木の流入により決壊し、藤沼湖と同様に土石流を発生させ、下流部では犠牲者が出るなど、大きな被害をもたらしたことは、まだ記憶に新しいところです。

農業用ため池は、農業用水が整備された現在でも、用水の行き届かない地域などに安定的に用水を供給する貴重な水源となっており、地域の農業を支えています。一方で、近年、地震や大雨により決壊し、下流域に大きな災害をもたらしてしまう事例が発生しており、周辺住民にとりましては、脅威ともなり得ることから、ため池の防災・減災対策は急務であると考えています。

こうした中、県は、平成25年6月に策定

した「地震・津波対策アクションプログラム
2013」にため池の耐震化を位置付け、そ
の対策を進めています。私の住む掛川市をは
じめとし、中東遠地域には、県内のため池の
約8割が集中していることから、今後プログ
ラム対策期間である平成34年度までの短期
間で、整備工事が順調に進み耐震化がすべて
完了できるのか心配をしているところであり
ます。

また、九州北部豪雨に関する報道によりま

すと、決壊したため池は、県の事前点検では「豪雨で被害が出る危険性は低い」と評価されてきたとのこと。福岡県は「過去の災害を踏まえた国の基準は満たしていたが、想定外の大雨に対応できなかった」と説明しているとのことですが、専門家からは基準の見直しの必要性も指摘されています。こうした状況をみますと、豪雨に対してこれまでの安全性の評価基準で良いのか不安を感じています。

そこで、農業用ため池の地震や豪雨への備えとして、今後、ため池の防災・減災対策をどのように進めていくのか、新たな仕組みはあるのか、県の考えを伺います。

以上について答弁を求めます。